

企業法

本試験

問題 2 商行為に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5 点）

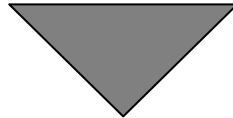
～ 略 ～

ウ. 商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物又は有価証券を留置することができ、これを特約により排除することはできない。

《解答 2》

ウ. 本肢の記述は誤りである。本肢は、「これを特約により排除することはできない」という点が誤りである。

商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物又は有価証券を留置することができる（商 521 条本文）。ただし、当事者の別段の意思表示、すなわち特約があるときは、この限りでない（商 521 条但書）。



短答ポイントアップ答練 第 4 回

問題 5 商行為に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

～ 略 ～

エ. 商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した物又は有価証券を留置することができる。

《解答 5》

エ. 誤 本肢の場合、常に留置権が成立するとは限らないから、本肢は誤りである。本肢は、「自己の占有に属した物又は有価証券」を「自己の占有に属した債務者の所有する物又は有価証券」とすると正しい肢となる。

商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物又は有価証券を留置することができる。ただし、当事者の別段の意思表示があるときは、この限りでない（商521条）。